

令和8年度（2026年度）阿蘇草原維持再生恒久防火帯整備支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第1条 本県の「悠久の宝」である阿蘇の草原は、牧野組合員等の高齢化により、野焼き等の担い手不足が進んでおり、現状としては、ボランティアの支援がなければ、草原を維持することが難しくなっている。このため本事業では、阿蘇地域及び山都町蘇陽地区を対象に、輪地切り・野焼きの作業省力化に向け恒久防火帯を整備する取組みの支援を目的に、予算の範囲内で令和8年度（2026年度）阿蘇草原維持再生恒久防火帯整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受ける者（以下「補助対象者」という。）は、阿蘇地域及び山都町蘇陽地区の牧野を管理する牧野組合等とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、恒久防火帯を整備する事業として次の各号に掲げるものとする。

- （1） 前条に規定する補助対象者が阿蘇草原の維持・再生のために実施する輪地切り及び野焼き作業の省力化に資する恒久防火帯整備に関する事業であること。
- （2） 営利のみを目的とする事業でないこと。
- （3） 地域課題やニーズに的確に対応した事業であること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象者が補助事業を実施するために必要な工事費及び原材料費のほか補助金交付の対象は知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金交付の対象としない経費は、次の各号のとおりとする。

- （1） 団体の組織や施設の運営に要する経費
- （2） 飲食に要する経費
- （3） 出資、出捐、貸付に要する経費
- （4） 土地の取得、賃借、補償に要する経費
- （5） 施設整備及び備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- （6） その他知事が不相当と認める経費

（補助率）

第5条 補助率は、前条に規定する補助対象経費の1/2以内とする。

(補助限度額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助率で算出した金額とし、500万円を超えないものとする。

2 前項で算出した補助限度額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による事業計画申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業計画書(別記様式第1号の2)

(2) 収支予算書(別記様式第1号の3)

(3) その他知事が必要と認める書類

(事業計画書の審査)

第8条 提出された事業計画申請書に基づき、事業内容の審査等を経て、補助対象者に対し別記様式第2号による内示通知書により通知する。

2 前項の審査の詳細は別に定める。

(交付申請)

第9条 補助対象者は、内示通知書の受領後、速やかに別記様式第3号による交付申請書を提出するものとする。

(交付決定)

第10条 知事は、前条による交付申請を受けたときは、速やかに交付決定を行い、別記様式第4号による交付決定通知書により、補助対象者に通知するものとする。

(交付決定前の事業着手)

第11条 補助対象者は、前条による交付決定前に、補助事業に着手しても構わない。なお、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で補助事業に着手するものとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助金の交付決定通知を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定による申請の取り下げをすることのできる期限は、交付金の交付の決定の日から起算して30日以内とする。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者は、事業の内容の変更等をしようとする場合には、あらかじめ別記様式第5号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の主要部分の変更
- (2) 補助対象経費の30%を超える変更

3 前項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(別記様式第5号の2)
- (2) 変更後収支予算書(別記様式第5号の3)
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 補助事業の内容等の変更承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは別記様式第6号による変更交付決定通知書、補助金の額に変更が生じないときは別記様式第7号による計画変更承認通知書により行うものとする。

(補助事業の状況報告)

第14条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行状況について別記様式第8号による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は令和9年(2027年)2月26日のいずれか早い日までに、別記様式第9号による実績報告書を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実施内容報告書(別記様式第9号の2)
- (2) 収支精算書(別記様式第9号の3)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 補助金の額の確定通知は、別記様式第10号による交付確定通知書により行うものとする。

(補助金の請求等)

第17条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、別記様式第11号による交付請求書を提出しなければならない。

2 補助金の交付を概算払いで受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、別記第12号様式による概算払申請書によるものとし、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 概算払請求書(別記様式第12号の2)

- (2) 見積書等、支払先及び金額を証する書類
- (3) 概算払いの対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第10条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第19条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、第18条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 補助年度以降、補助の目的以外の用途として第22条に定める財産処分の制限期間内に処分する場合又は財産の取得から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間を経過しないで有償譲渡、有償貸付により処分する場合、別表により補助金額の全額又は一部を返還するものとする。ただし、補助年度以内に補助の目的以外の用途として利用されることが明らかになった場合やその他虚偽による申請があった場合は、補助金額の全額を返還するものとする。
- 5 前4項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第13号による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該補助事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業により取得財産等があるときは、取得財産等管理台帳等を備えて管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第22条 規則第21条第2項の別に定める期間は、財産の取得から省令に定める期間を経過するまでの間とする。

(立入検査等)

第23条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(証拠書類の保管期間)

第24条 規則第23条の別に定める期間は、第22条に定める財産処分の制限期間又は5年のいずれか長い期間とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(雑則)

第25条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）5月26日から施行し、令和8年（2026年）4月1日から適用する。